

欧州における商標法の最新判例について (2015年/2016年)



フランス オート・アルザス大学専任講師, CEIPI 講師 **Yann Basire**

要 約

例年通り、過去 12ヶ月間においても、商標法の判決は欧州法判例で重要な位置を占めている。2015年 10月～2016年 10月には、欧州連合司法裁判所の先決裁定手続（先行判決ともいう。EU（欧州連合）加盟国が自国での裁判に先立ち欧州連合司法裁判所に判断を求める手続）によって 7 件の事件に関する判決が下された。また、欧州連合商標（共同体商標）に関する事件が特に多かった。本稿では、各判決の紹介を行うものである。

- 目次
- I. 先決裁定事件に対する欧州連合司法裁判所の判決
 - A. 商標権の侵害
 - 1. 他人による商標の使用
 - 2. 混同のおそれの評価
 - 3. 修理条項
 - B. 権利の保護
 - 1. 保護の地理的範囲
 - 2. 侵害訴訟における欧州連合商標裁判所の権能
 - 3. 商標登録前に生じた損害の賠償
 - 4. 権利侵害と中間業者の概念
 - 5. 未登録のライセンスによる権利侵害訴訟
 - II. 欧州連合商標（共同体商標）
 - A. 絶対的拒絶理由
 - 1. 音声商標の識別性
 - 2. 商標の記述性
 - B. 相対的拒絶理由
 - 1. 混同のおそれの評価
 - C. 手続
 - 1. 既判力
 - D. 著名商標
 - 1. 商標のファミリーと著名商標の保護
-
- I. 先決裁定事件に対する欧州連合司法裁判所の判決
 - A. 商標権の侵害
 - 1. 他人による商標の使用
- 2016年 3月 3日の判決⁽¹⁾は、商標の使用の概念に関する欧州連合司法裁判所（La Cour de justice de l'Union européenne, 仏文略称 CJUE, 欧州連合の司法制度では最高裁判所に相当する。）の数多くの判例に新たに加わったものである。
- 本件は、契約によって、商標「Mercedes-Benz」を使用し、自社の広告に「Mercedes-Benz 公認」の記載の表示を行うことが許可されているように見せたディーラーに関するものである。このディーラーは、オンライン広告サービスを提供するプロバイダーに、自身が「Mercedes-Benz 公認ディーラー」であることを示す広告を 2 年間行うように依頼した。商標「Mercedes-Benz」の使用を許可する契約が終了した後、ディーラーは、商標権者との契約関係が維持されているかのような印象を消費者に与えかねない商標の使用をすべて排除しようと努力した。しかし、その多大な努力が無駄だったことが後に明らかになった。商標権者は、「Mercedes-Benz 公認ディーラー」の記載を含む広告がインターネット上で流れ続けていることを確認し、ディーラーを商標権侵害で提訴した。
- そこで、本件の加盟国の国内管轄裁判所は、欧州連合司法裁判所に対して以下の質問を付託した。
- すなわち、欧州連合指令 2008 / 95（以下、「商標指令」とする。）第 5 条第 1 項 a) 及び b) によれば、商標権者と第三者の間に商業上の関係があるかのような印象を与える形で、当該商標と同一または類似の商標を含むインターネットのウェブサイト上の広告に掲載されている第三者に対して、広告が当該第三者自身またはその代理人によりインターネット上に掲載されたものではない場合でも、あるいは当該第三者が広告を停止しようとしたができなかった場合でも、当該条文を根拠として、商標権者は当該商標の使用を禁止し、広告を削除させることができると解釈されるべきだろうか。

欧州連合司法裁判所は、ディーラーが当該商標を業として商標的に使用し、広告をオンラインで掲載するように指示していたことを指摘した⁽²⁾。しかし、このような使用は、商標権者との契約で認められたものであり違法ではなかった⁽³⁾。

次に、欧州連合司法裁判所は、商標の使用を避けるために広告主（ディーラー）が与えた明示かつ正確な指示を、オンライン広告を提供するプロバイダーが無視した場合に、プロバイダーの作為または不作為について、広告主に故意又は過失があるとする事はできないと述べた。広告主が問題の広告の削除または広告掲載の商標の削除を要求した後で、プロバイダーがインターネットの検索サイトで広告が表示されないようにしなかったことを、広告主による商標の使用と解釈することはできない⁽⁴⁾。

また、訴訟対象の広告が他のウェブサイト上に表示されたという事実も、無関係である。なぜなら、広告主とは直接的または間接的な関係を有しない、インターネットの検索サイトの運営者等の他の経済事業者の自律的な行動は、広告主の指示やその利益のためでなく、他の経済事業者自身が主導権を持ち自身の名義で行うものであって、それにより広告主を非難することはできない⁽⁵⁾。

欧州連合司法裁判所にとって、上記の分析は、商標指令第5条の条文の記載、経済的観点、及び法目的の帰結である。判決文は、「使用する」とは、使用を構成する行為の主体的活動及び直接的または間接的な支配である、と述べている。「行為が広告主の同意なしに、あるいはその明示の意思に反して独立した運営者によって行われるものであれば」、使用にはあたらないことになる⁽⁶⁾。

したがって、商標の使用が最終的に広告主に経済的利益をもたらす可能性があるという理由だけで、商標権者が商標の使用を禁止できるとすることは、商標指令第5条第1項の法目的及び「Impossibilium nulla obligatio est」（「不能は義務たりえず」）の原則に反するものであろう⁽⁷⁾。

2. 混同のおそれの評価

2012年3月15日の判決で、欧州連合司法裁判所は、商標指令第3条第1項b)及びc)の解釈を行い⁽⁸⁾、記述的連辞 (syntagme) と頭文字のみからなる商標、又はこの連辞の略称のみからなる商標は、識別性（顕著

性）を有しないことを確認した。

頭文字または略称は、それらが付着する連辞に対して「付属的地位」を占めるとされたが、仮に、分離された頭文字または略称が非記述的性質を有していた場合には、それらと一体として考慮された係争対象の商標の要部の表現と関連して、識別性を有するとされる可能性があったらうか。

また、上記の理由付けは、商標指令第4条第1項b)の下で、相対的拒絶理由になりうるだろうか。換言すれば、本条は、同一または類似の商品・役務について、特定の文字列からなり、前記特定の文字列が識別性を有し、平均的な識別性を付与された商標の要部である先の商標と、前記特定の文字列を複製し、頭文字が前記文字列に対応する複数の単語のみからなる記述的連辞を付加して、特定の文字列が前記連辞の略称として公衆に認識されるような後願商標の間では、公衆において混同のおそれがあると解釈すべきだろうか。

欧州連合司法裁判所は、2015年10月22日の判決で、これらの質問に回答した⁽⁹⁾。本件は、先の商標「BGW」に基づく商標「BGW Bundesverband der deutschen Gesundheitswirtschaft」に対する異議申立に関するものである。欧州連合司法裁判所は、当初、商標指令第3条第1項b)及びc)と同第4条第1項b)は、異なる法目的を追求するものであると述べた⁽¹⁰⁾。商標指令第3条第1項b)及びc)は全体の利益を保護するものであるが、同第4条第1項b)は先の商標の権利者個人の利益を保護するものである⁽¹¹⁾。したがって、2012年3月15日の判決における商標指令第3条第1項b)及びc)の解釈は、抵触する2つの商標間の類似の認定に適用することはできない⁽¹²⁾。次に、欧州連合司法裁判所は、抵触する2つの商標間の類似は、2つの商標から生じる全体的な印象に基づかなければならないとした。

そこで、欧州連合司法裁判所は、差戻審に対して、商標出願された商標の構成要素と、関連する公衆の認識における当該構成要素の相対的な重み（重要性）を分析して、公衆において出願商標によって形成された全体的な印象を決定し、次に、全体的な印象と当該事件に特有のあらゆる要素を勘案して、混同のおそれを評価するように命じた⁽¹³⁾。さらに、欧州連合司法裁判所は、後願商標は、先の商標の唯一の文字的要素である文字列の複製と、頭文字が前記の文字列に対応する連辞のみからなるという単純な事実から、先の商標と

の混同のおそれを排除できないであろうと示唆した⁽¹⁴⁾。

上記のとおり、欧州連合司法裁判所は、質問に対して以下のように回答している。「(商標指令の) 第4条第1項b) は、同一または類似の商品・役務について、特定の文字列からなり、前記特定の文字列が識別性を有し、平均的な識別性を付与された商標の要部である先の商標と、前記特定の文字列を複製し、頭文字が前記文字列に対応する複数の単語のみからなる記述的連辞を付加して、特定の文字列が前記連辞の略称として公衆に認識されるような後願商標の間では、関連する公衆において混同のおそれがありうることを意味するものとして解釈されるべきである⁽¹⁵⁾。」

3. 修理条項

意匠法に特有の例外規定は、商標権を制限する目的で適用可能だろうか。

欧州連合司法裁判所は、2015年10月6日の命令で、この問題に回答した⁽¹⁶⁾。本件では、複数の自動車製造業者の商標のデッドコピーを含むホイールキャップを商品化した自動車用スペア部品の販売業者が、意匠の保護に関する欧州連合指令98/71の第14条⁽¹⁷⁾を国内法化したイタリア知的財産法第241条と欧州連合意匠理事会規則第100条⁽¹⁸⁾で規定された「修理条項」を援用した。

この「修理条項」は、意匠権で保護された複合製品の当初の外観を修理・回復するために、複合製品の部品を複製できるとするものである。スペア部品のサプライヤーは、修理された複合製品が当初の外観を回復するのに貢献したとして、この例外的目的により、商標の複製（デッドコピー）は合法とされるべきであると主張した。

当然のことながら、欧州連合司法裁判所はこの主張を認めなかった。欧州連合司法裁判所は、「修理条項」に関して引用された規定は、商標権の保護に関連するものではなく、意匠権の保護に若干の制限を加えるだけであることを指摘した⁽¹⁹⁾。また、商標権者が享受する権利は、商標の分野に完全に調和するように、商標指令第5条～第7条に規定されている。したがって、商標権は、商標指令の規定に由来する規定以外の制限を受けるべきではないとされた⁽²⁰⁾。

B. 権利の保護

1. 保護の地理的範囲

欧州連合商標は、加盟国全体で1個の商標として出願、審査、登録及び保護を受けるという一体性に特徴がある。この一体性により、欧州連合商標の商標権者は、欧州連合の全域で、侵害行為を構成する商標使用の差止命令を、欧州連合商標裁判所に求めることができる。

しかし、2016年9月22日の判決⁽²¹⁾において、欧州連合司法裁判所が十分検討した上で述べたように、この原則は絶対的なものではない。事実、欧州連合の域内の一部で、混同のおそれがなく、したがって独占権に対する侵害がない場合には、除外することができる⁽²²⁾。欧州連合商標裁判所は、このような地理的領域を厳密に確定したうえで、これらの地域について係争対象の商標を使用禁止にする判決を下すことはできないとした⁽²³⁾。

なお、この解決手法は格別新しいものではなく⁽²⁴⁾、欧州連合共同体商標理事会規則（以下、「共同体商標理事会規則」とする。）第98条第1項a)に完全に一致するものである。同条は、同規則第97条第1項～第4項に裁判管轄が規定されている欧州連合商標裁判所が、全加盟国の領域における侵害の事実または侵害のおそれを審理する裁判権を有していると規定している。

2. 侵害訴訟における欧州連合商標裁判所の権能

共同体商標理事会規則第102条第1項によれば、欧州連合商標裁判所に侵害訴訟が提起され、侵害行為が認定された場合には、「特別な理由」がある場合を除き、侵害行為の続行を禁止する差止命令を発する。しかし、商標権者が禁止命令を請求しない場合には、欧州連合商標裁判所は、訴訟を受理した裁判所が属する加盟国の法律に規定がなければ、禁止命令を発する義務はない。

欧州連合司法裁判所は、2016年6月22日の判決において、この点を明確にした⁽²⁵⁾。

共同体商標理事会規則に別段の規定がある場合を除き、各加盟国の手続規則を、欧州連合商標に関する訴訟に対しても、各加盟国の商標訴訟と同様に適用することができる⁽²⁶⁾。同第102条第1項にはいかなる規定もないので、当事者である商標権者が行為の禁止を請求しない場合には、欧州連合商標裁判所は、第三者

に対して侵害行為の禁止命令を発しなくてもよい⁽²⁷⁾。

なお、欧州連合司法裁判所は、商標権者が侵害行為の停止を請求せず、侵害行為の確認のみを請求したことは、同第102条第1項にいう「特別な理由」にはあたらないとした⁽²⁸⁾。本条の「特別な理由」は、第三者の被疑侵害行為の性質上、第三者が被疑侵害行為を続行することが不可能であるという例外的な状況に対応すべきものである⁽²⁹⁾。このような場合には、禁止命令の請求があったとしても、欧州連合司法裁判所は、第三者に対して訴訟の対象となった行為の続行を禁止する命令を出さなくてもよい⁽³⁰⁾。

3. 商標登録前に生じた損害の賠償

2016年6月22日の判決⁽³¹⁾によって、欧州連合司法裁判所は、共同体商標理事会規則第9条第3項の解釈を行うことが可能になった。

同条は、欧州連合商標により付与される権利は、商標登録公告後のみ、第三者に対して対抗可能であると規定する。欧州連合商標の出願公告後の行為に対しては「相当の補償」を請求することができるが、商標登録公告後は、登録の事実をもって行為自体が禁止される。

欧州連合司法裁判所は、この「相当の補償」の概念について質問を付託された。さらに、欧州連合司法裁判所は、補償は商標出願公告前の行為に対しても請求できるかについて質問を付託されただけでなく、補償を損害賠償とみなすことができるか、あらゆる損害の補償をカバーするかどうかについても質問を付託された。

これらの質問に答えるために、欧州連合司法裁判所は、まず、商標権は商標登録公告後でなければ第三者に対して対抗できないと述べた⁽³²⁾。しかし、共同体商標理事会規則第9条第3項は、出願が第三者に知られたものとみなされる日である出願公告日と商標登録公告日の間の期間においても、出願人に一定の保護を与えている。この期間における商標登録後に行えば禁止されるような行為について、「相当の補償」を受ける権利が規定されている。同条は厳密に解釈されなければならない例外的規定である。この点について、同第9条第3項の条文には曖昧な部分が全くない。したがって、出願公告以前に行われた行為については、同条による補償を請求することはできない⁽³³⁾。

次に、「相当の補償」の概念についてはどうだろう

か。何を意味するものか。

欧州連合司法裁判所は、最初に、「相当の補償」が画一的に解釈されるべきEU法の自律的な概念であることを述べた。次に、欧州連合司法裁判所は、商標登録公告前に保護される利益は、商標登録後に享受できる利益よりも少なくなければならないと述べた⁽³⁴⁾。

よって、条文でいう「相当の補償」は、侵害がある場合に欧州連合商標の商標権者が請求しうる損害賠償とは区別されなければならない。この区別はまた、共同体商標理事会規則第96条の文言が、「第9条第3項第2段落に規定された行為」と「侵害行為」を区別していることから導かれる。

したがって、「相当の補償」は、損害賠償とは異なり、侵害行為による損害を補償するものではない。損害を完全に補償するためのものではなく、損害賠償の範囲よりも狭い範囲にとどまる⁽³⁵⁾。

さらに、欧州連合司法裁判所は、完全を期すためにこの補償の意味と内容を決定しようとしている。欧州連合司法裁判所は、当該商標の使用によって第三者が不当に得た利益を回復するための基準を定めるのは当然であると述べた。欧州連合司法裁判所によれば、この基準は、共同体商標理事会規則第9条第3項が追求する法目的の一部である。第三者は、商標出願公告後は商標出願を認識していたものとみなされ、商標出願に具現される経済的価値から第三者が不当に利益を得ることが防止される⁽³⁶⁾。

したがって、欧州連合指令2004 / 48第13条に規定された損害賠償の一要素である第三者の利益は、「相当の補償」の計算においても考慮しなければならないだろう。

4. 権利侵害と中間業者の概念

2016年7月7日の判決は⁽³⁷⁾、知的財産権法に関する欧州連合指令2004 / 48第11条に規定された「中間業者」の概念を明確化するものである。この規定は、加盟国に対して、権利者が、知的財産権を侵害する第三者によって使用されている役務の仲介業者に差止請求することを可能にする義務を課すものである。

欧州連合司法裁判所は、現在まで、「電子商取引」の技術的仲介行為に関してのみ判断を下してきた。実体がある中間業者はどうだろうか。同様に、欧州連合指令2004 / 48第11条の対象となるだろうか。

その答えは肯定的である。欧州連合司法裁判所は、

「中間業者」の概念を広く解釈している。すなわち、「中間業者」とは、1又は複数の知的財産権を侵害する目的で1又は複数の他人が使用しうる役務を提供する者をいい、1又は複数の他人と特定の関係を有することを要しない⁽³⁸⁾。商人に対して販売店舗の転貸を行うことを事業の目的とする事業者は、一部の商人が模倣品を販売するために当該事業者の敷地を使用する場合には⁽³⁹⁾、「知的財産権を侵害する第三者によってその役務が使用されている中間業者」と認定されるべきである⁽⁴⁰⁾。

さらに、欧州連合司法裁判所は、「実体がある」中間業者に対して課すことができる差止命令は、「電子商取引」の中間業者に課すことができる差止命令と同等であることを明確にした。差止命令は、公平かつ損害に比例するものでなければならない。差止命令は、過度の費用負担を生じてはならず、また、合法的な商業活動の障壁となってはならない。最後に、中間業者に対して顧客を全体的かつ恒久的に監視することを求めることはできないが、同一の商人が新たに同様の侵害行為を行うことを防止する措置をとることを命ずることは可能である⁽⁴¹⁾。

5. 未登録のライセンシーによる権利侵害訴訟

共同体商標理事会規則、特に第23条を一読する限りでは、欧州連合商標の使用権者（ライセンシー）は、登録簿に未登録の状態では、使用許諾を第三者に対抗することができず、侵害に対して権利行使できないことを示唆するように思える。商標権を侵害する第三者に対する対抗可能性について、同条第1項は、「共同体商標に関して第17条、第19条及び第22条にいう法的行為は、登録簿に登録した後にのみ、全ての加盟国において第三者に対して効力を有する。ただし、当該行為は、それが登録される前は、その行為の日後に商標に係る権利を取得したが、その権利を取得した日にその行為を知っていた第三者に対して効力を有する。」と規定する。一見すると、第22条に規定されるように、第三者対抗要件を備えるためには、ライセンス契約を登録簿に登録しなければならないようにも思える。

欧州連合司法裁判所は、2016年2月4日の判決で⁽⁴²⁾、ライセンシーに対して、より精緻で、好意的な立場をとった。

欧州連合司法裁判所は、共同体商標理事会規則第23

条は、侵害者である第三者に対するライセンスの対抗可能性に関するものではないと述べた。その理由づけとして、同第23条第1項第1段落の文言を他の段落から独立して解釈するのではなく、同条の文脈及び同条が含まれる規則が追求する法目的を考慮する必要があると述べた⁽⁴³⁾。文脈の点では、同第23条第1項第2段落は、当該行為の日後に欧州連合商標に係る「権利を取得した第三者」であると明示的に規定している。次に、第2項は、事業全体の移転若しくはその他一般承継により、「共同体商標または共同体商標に関する権利を取得した者」を規定している。同条の条文は、欧州連合商標の権利を現に有する又は有する可能性がある第三者を対象としている⁽⁴⁴⁾。

また、欧州連合司法裁判所は、共同体商標理事会規則第22条は、移転に関する規定とは逆に、ライセンスに関する登録申請を何ら規定していないと述べ⁽⁴⁵⁾、ライセンシーによる訴訟は「商標権者の同意」という単一かつ唯一の条件のみを満たせば可能である⁽⁴⁶⁾と指摘した。次に、欧州連合司法裁判所は、条文の法目的に関して、第23条に規定された未登録の法的行為が対抗不能であるという原則は、所有権の対象である共同体商標に関して権利を現に有する又は有する可能性がある第三者を保護するものであると認定した。したがって、欧州連合司法裁判所は、登録簿にライセンス登録がないことは、侵害訴訟を提起しようとするライセンシーに影響を与えないと結論づけた⁽⁴⁷⁾。

II. 欧州連合商標（共同体商標）

A. 絶対的拒絶理由

1. 音声商標の識別性

今まで、欧州連合裁判所（Le Tribunal de l'Union européenne、仏文略称TUE、欧州連合の司法制度では第一審裁判所に相当する。）の判決が関心を呼ぶことはあまりなかった。しかし、2016年9月13日の判決⁽⁴⁸⁾は注目を集めた。

本判決によれば、音声商標の識別性の評価をより明確にすることが可能となった。

商標出願された商標は、第9類、第38類、第41類の商品・役務を指定するもので、携帯電話の呼出音の音色に似ていた。欧州連合知的財産庁（EUIPO）は、共同体商標理事会規則第7条第1項b)に規定された識別性の要件を満たしていないとして、この音声商標の登録を拒絶した。欧州連合裁判所もこの認定を支持

した。

欧州連合裁判所は、商標の識別性を評価するための基準は、いかなる商標であっても同一であると述べた。しかし、立体商標と同様に、音声商標の識別性を確立することは困難であり、公衆は必ずしも商品・役務の商業的出所を示す識別商標として知覚しない⁽⁴⁹⁾。

次に、欧州連合裁判所は、当然のことながら、以下のように付け加えた。出願された音声商標は、消費者が知覚し、商標として判断できるような「顕著性」を有していなければならない⁽⁵⁰⁾。したがって、本件のように過度に単純化された商標は、識別性を有するとはみなされない。実際に、欧州連合裁判所は、「標準的な」呼出音に似た音は、独創的または架空のものであることまでは要しないが、「他の音声商標と比べて顕著性を有する要素」を含まない限り、識別機能を果たすことができないとした⁽⁵¹⁾。

2. 商標の記述性

2016年9月13日の他の判決も、注目すべきものである⁽⁵²⁾。2016年9月13日のこの判決でも、識別性が問題となった。

第3類、第5類、第29類、第30類の複数の商品を指定して、図形商標「」が出願された。この出願は、関連する公衆が、商標を薬局の一般的概念を明確かつ直接に示すものとして知覚するであろうとして、特に、識別性に関する共同体商標理事会規則第7条第1項c)により拒絶された⁽⁵³⁾。この商標は当該出願の指定商品が存在または販売される場所を示すものであるとされた。

当然ながら、欧州連合裁判所はこの認定を維持した。欧州連合裁判所は、Apotekeの語句は、ドイツ語、デンマーク語、クロアチア語の公衆に対して、薬局の概念を示すために使用される「apotheker」, 「apoteke」, 「apoteka」に酷似していると述べた⁽⁵⁴⁾。当該商標の文字的要素と3つの単語間に綴りの違いがあるという事実は無関係であり、綴りの違いは、文字的要素と3つの単語間に十分な区別をもたらすものではない。したがって、関連する公衆は、出願された商標と薬局の概念を、深く考えることなく直ちに関連付けるであろう⁽⁵⁵⁾。

図形的要素はこの認定を弱めるものではなく、逆に、この認定を補強するものである。使用されている色彩「赤と緑」と、○の中の十字は、伝統的に薬局に

関係する要素である⁽⁵⁶⁾。

したがって、出願された商標は、関連する公衆に、出願で指定された商品を購入できる場所、すなわち薬局やドラッグストアを示すものとして、直ちにかつ直接的に知覚される記述的なものとみなされるとされた。

出願で指定された商品の多くについては、この結論は、完全に論理的なものと思われるが、薬局やドラッグストアの業界から遠いと思われる他の商品については、異なる結論となろう。例えば、「皮革用クリーム」 「靴用クリーム」または「除草剤」の場合である。

しかし、欧州連合裁判所は、「古い用品」について、「かかる商品が現在ドラッグストアで販売されていないとしても、薬局やドラッグストアで販売に供されている商品の範囲は、ますます広がる傾向にある」ことをもって、結論を正当なものとしている⁽⁵⁷⁾。

この理由付けは、商標の識別性は、出願日を基準に評価されるという原則から乖離するものである。しかし、欧州連合司法裁判所の判例の論理には一致している。欧州連合司法裁判所は、将来、利害関係者が見たときに、ある商標が出願の指定商品・役務との関連性を示す可能性があるとして予測するのが合理的な場合には、商標は記述的であると明確に判断している⁽⁵⁸⁾。

それでは、出願日の状況の要素に基づいて識別性を予測的に分析することは必要だろうか、また、将来における商標の記載を予測することは妥当であろうか⁽⁵⁹⁾。

本件について、欧州連合裁判所は、薬局やドラッグストアの販売商品がますます多様化している現状では、これらの店において将来「靴用クリーム」や「皮革用クリーム」を販売できると考えるのが妥当であると認定した。

しかし、この認定には同意しがたい。法的安定性に反するものと筆者は考えるからである。法的安定性こそ、出願で指定された特定の商品に関しては、最も妥当で異論の余地が少ない解決策をもたらすものだろう。

B. 相対的拒絶理由

1. 混同のおそれの評価

Sinda社は、第25類の「靴」, 「運動用靴」を指定して、図形商標「」を出願した。Puma社は、上記商標は、同じく第25類を指定して出願された「左向き

に跳躍するピューマ」を示す図形商標「」と混同のおそれがあるとして、異議申立を行った。異議部、さらに、共同体意匠商標庁の第5審判部は、2つの商標は、外観および観念において全体的に異なるという理由から、異議申立を認めなかった。

称呼の比較に関しては、2つの図形商標は発音することができず、せいぜいそれらの外観および観念の内容が口頭で説明できるものと判断された。抵触するとされた2つの商標は外観および観念で異なり、口頭で説明した場合も同様に異なるとされ、先の商標が高い周知性を有しているにもかかわらず、混同のおそれは認定されなかった⁽⁶⁰⁾。

しかし、この認定は、混同のおそれを評価する際の基本的原則に立ち返った2016年2月25日の欧州連合裁判所の判決によって⁽⁶¹⁾、批判された。

関連する公衆について、審判部は、以下のように判断した。すなわち、抵触する2つの商標に関する商品の消費者は、一般的に平均的なレベルの注意力で判断する。しかし、平均的な注意力のレベルは、当該商品が、ファッションアイテムである場合や、高価格帯である場合には、高くなる可能性がある。したがって、消費者は、より慎重になる可能性が高い。

欧州連合裁判所は、この分析は誤りであるとした。すなわち、当該出願に係る商標の指定商品と先の商標の指定商品は、日常的に消費される製品であって、平均的な消費者が購入する場合は、その客観的特徴を特に詳細に検討する必要がない。購入価格は、客観的特徴になる程度でなければ、無関係な要素である。購入価格は、時間の経過や抵触する商標の商標権者の希望に応じて変化する可能性があるからである⁽⁶²⁾。

しかし、審判部によるこれらの認定の誤りは、2つの商標の外観の比較に関する認定の誤りに比べれば、結果において重大ではないとされた。

審判部は、競合する2つの商標について、先の商標は左向きに跳躍するピューマであり、一方、出願された商標は、未知の生物が反対方向に跳躍するシルエットから構成されるもので、両者は全く一致していないと結論付けていた。さらに、審判部は、この未知の生き物の表現は、ピューマの表現とは明確に区別されると述べていた。当該出願に係る商標は、2匹の動物で構成されるように見え、2匹の動物の体の各部は、異なる動物の各部に似ており、「鯨の尾（または魚の尾）、カンガルーの脚または雌ヤギの脚、ヤギの角、イルカ

の鼻、ハナゴンドウイルカの目、さらに全体のシルエットはウサギに似ている」という理由だった⁽⁶³⁾。

上記の通り、審判部の行った分析は、2つの商標の相違点を強調するように努めている。

欧州連合裁判所は、上記の分析には説得力がないとして、Puma社が提起した他の論点を審理することなく、上記の決定を取り消した。

その際に、欧州連合裁判所は周知の規範に立ち返った⁽⁶⁴⁾。すなわち、抵触する2つの商標の、外観、称呼又は観念の類似性に関する混同のおそれの全体的な評価は、識別性を有する要素および支配的な要素を特に考慮し、それらから生じる全体的な印象に基づかなければならない。平均的な消費者は、通常の場合、全体として1つの商標を知覚し、詳細な相違点を分析しようとはしない。平均的な消費者が、異なる商標を直接比較する機会は稀であり、その記憶にある不完全なイメージに依存するはずである⁽⁶⁵⁾。

欧州連合裁判所によれば、2つの商標の間には疑いなく視覚的類似点がある。これらの商標は、いずれも、同様の体勢で跳躍する動物の黒いシルエットであり、地面に着いた後脚、口の下で屈曲した前脚、及び胴体に対して同様の角度を形成した動物の尾を示している。さらに、2つのシルエットの背と腹の曲線が同一でない場合でも、それらは、類似性を有している⁽⁶⁶⁾。

結果として、2つの商標間の視覚的な類似点を考慮せず、相違する要素のみを勘案したことにより、審判部は、抵触する2つの商標が形成した全体的な印象に基づかずに分析を行ったものとされた⁽⁶⁷⁾。

欧州連合裁判所の決定は驚くべきものではない。係争対象の2つの商標の類似度の分析は、類似する要素と相違する要素の間のバランスをとる必要がある。さもなければ、商標間の比較および混同のおそれの評価は、不完全な根拠に基づいたものになる。したがって、欧州連合知的財産庁は、「(審理)記録を再考」し、混同のおそれを新たに評価しなければならないだろう。

しかし、今後の庁による分析は、先の商標に強い識別性を与えるという重大すぎる役割を果たし、更に、跳躍する動物に対して、共同体商標理事会規則第8条第1項b)による一種の保護をもたらすおそれがある⁽⁶⁸⁾。本件では、著名商標の保護に関する共同体商標理事会規則第8条第5項の適用がより適切ではないだ

ろうか⁽⁶⁹⁾。

C. 手続

1. 既判力

2016年7月21日の判決で⁽⁷⁰⁾、欧州連合司法裁判所は、加盟国の商標に対する侵害訴訟において下された加盟国の判決は、同一の商標に関する欧州連合商標出願に対して既判力を有するかについて、初めて判決を下した。他の商標権を侵害する加盟国の商標に対する加盟国の判決は、欧州連合商標出願された同一の商標に対する欧州連合知的財産庁の異議申立手続に対して拘束力を有するかという問題に関するものである。この問題は法律の空白に関するものであったため、欧州連合司法裁判所の判決が待ち望まれていた⁽⁷¹⁾が、本判決に対しては論評が少ない。

欧州連合司法裁判所は、加盟国の判決は欧州連合知的財産庁を拘束しうると指摘した。ただし、2つの並行する手続は、同一の当事者、同一の目的、同一の原因を有しなければならない⁽⁷²⁾。本件はこれに当てはまらない。目的が異なるからである。加盟国の裁判所は、加盟国の後願商標による商標権侵害訴訟の判決を下したのであり、欧州連合知的財産庁は、異議申立手続において欧州連合商標出願の有効性について判断を下さなければならない⁽⁷³⁾。

このように、既判力の原則から、欧州連合知的財産庁審判部は加盟国の裁判所の判決に拘束されると当然に帰結するわけではない⁽⁷⁴⁾。

D. 著名商標

1. 商標のファミリーと著名商標の保護

共同体商標理事会規則には商標のファミリーについて記載されていないが、2016年7月5日の欧州連合裁判所判決で論証されたため、商標のファミリーが将来再び問題になることはないだろう⁽⁷⁵⁾。

事件の概要は単純である。Future Enterprises社は、2008年に、第29類、第30類、第31類の指定商品「食品」及び「飲料」について、文字商標「MACCOFFEE」の商標登録出願を行った。2010年に、上記の全指定商品について商標登録された。登録手続中にはいかなる異議申立もなかった。

マクドナルド（McDONALD'S）社は、第29類、第30類、第32類、第42類及び第43類の商品・役務を指定した、Mcの要素を含む自社の先の商標

McDONALD'S, McFISH, McMUFFIN, McRIB, McCHICKEN, McFEAST, McFLURRYの全てに反するものであるという理由で、上記商標の取消を請求した。マクドナルド社は、特に、著名商標の保護に関する共同体商標理事会規則第8条第5項を援用した。取消部門、次に欧州連合知的財産庁の審判第1審はこの請求に対して好意的に応じた。その結論は、欧州連合裁判所でも維持された。

共同体商標理事会規則第8条第5項によれば、著名商標の所有者は、著名商標に同一または類似する商標に対して、その使用が先の商標の識別性または名声から不当に利益を得る、あるいは損害を与えるものであれば、先の商標の指定する範囲を超えて保護を求めることができる。このように、著名商標の商標権者は、希釈化（ダイリューション）、汚染（ポリューション）あるいは寄生（フリーライド）を防ぐことができる。本条の適用は、複数の条件が結合することを前提としている。すなわち、抵触する2つの商標は、同一または類似していなければならない。関連する公衆が、2つの商標間に関連性があると考えらるものでなければならない。先の商標は著名でなければならない。取消対象の商標の使用が誤認を惹起する、または先の商標に損害を生じさせるものでなければならない。

特に「関連性」の評価について、欧州連合司法裁判所は、本案に関連するすべての要因を考慮に入れる必要があったと述べていた。また、Citigate判決において⁽⁷⁶⁾、欧州連合裁判所は、ブランドファミリーの存在は、抵触する2つの商標間の関連性の確立を容易にすることができる、直接的に関係する基準であると指摘した。また、商標のファミリーの存在の有用性を、関連性を示す唯一の証拠とはせず、出願に係る商標が先の商標の著名性から不当な利益を得るおそれを増大させる事実であると判断した。

欧州連合裁判所は、本件でも同様の認定を行った。欧州連合裁判所は、「McDONALDS」の商標は、欧州連合域内で、ファストフードの役務として高い著名性を享受することを指摘した。この評価に対しては、出願人側からも全く反論がなかった。

次に、抵触する商標の比較の問題について、欧州連合裁判所は、まず、2つの商標間には重要な外観上の相違点があると述べた。審判部の認定とは逆に、抵触する商標は外観上の類似の程度はわずかであるとされた⁽⁷⁷⁾。

しかしながら、欧州連合裁判所は、商標「McDONALDS」と商標「MACCOFFEE」の間には、称呼上及び觀念上の類似があると認定した。2つの商標は、同一の発音を持つ接頭辞を共有し、ゲール語由来の名字に基づくものであるとして、関連する公衆の一部に知覚されている⁽⁷⁸⁾。

欧州連合裁判所は、当該商標の指定商品の商品化の手法は、主に外観上の選択に依存しているから、これらの類似点は無視しうるものであるという出願人側の反論を支持しなかった。外観上の特徴が、当該商品で重要であることは事実だが、商品と当該商標について購入の前に口頭でコミュニケーションするケースを除外できない⁽⁷⁹⁾。

抵触する商標間に、関連する公衆が確立する関連性を評価した後で、欧州連合裁判所は、「Mc」の商標のファミリーの影響力を検討した。

欧州連合裁判所は、欧州連合域内の裁判所の判例では、異なる複数の商標が、同一の識別性ある要素に図像的又は言語的要素を追加することで互いに区別されつつ一体化される場合や、複数の商標が元の商標から抽出された同一の接頭辞や接尾辞を繰り返すことで特徴づけられる場合に、商標のファミリーが存在すると述べた⁽⁸⁰⁾。商標のファミリーが一旦確立すれば、関連性を決定する際に考慮すべき関連要因の1つとなるが、これは、ファミリーに属する商標が市場に存在することが条件となる。市場にあまねく存在する商標のファミリーを活用するマクドナルド社にとって、この2つの要素を証明することは格別困難なことではなかった⁽⁸¹⁾。

したがって、ファストフードの役務やファストフード施設のメニューに記載された商品について、他の語句と組み合わせられた接頭辞「Mc」が識別性を獲得したことに関しては議論の余地がほほない⁽⁸²⁾。したがって、取消対象の商標と商標のファミリーとの間の関連性を証明することはその分容易だった。実際に、取消対象の商標の接頭辞「MAC」が接頭辞「Mc」と同一または均等物と知覚されるだろう⁽⁸³⁾。

次に、「Mc」商標のファミリーは、著名商標に対する損害を評価する際に使用される。取消対象の商標が、商標「McDONALDS」の著名性から、正当な理由なく、不当に利益を得るおそれがあることを証明するには、関連するすべての要因を再度考慮する必要がある。しかし、これらの要因の中で、「Mc」商標のファ

ミリーは、不当な利益の有無を評価する上で決定的な要因であると考えられる⁽⁸⁴⁾。欧州連合裁判所は、商標「McDONALDS」の高い名声は、商標「Mc」のファミリーの特徴的要素にまで拡張し、ファミリーの各商標が著名商標だったかどうかを検討する必要はないことを指摘した⁽⁸⁵⁾。

最終的に、審判部が、取消対象の商標「MACCOFFEE」は、当該商標の指定商品に、商標「McDONALD'S」のイメージまたは商標「McDONALD'S」に関連した特徴を転移することから利益を得ることができると判断した点に誤りはないとされた⁽⁸⁶⁾。

欧州連合裁判所の判決は、マクドナルド社が、接頭辞「Mc」に絶対的な権利を有し、それにより、同一または酷似する接頭辞を使用するあらゆる経済活動を禁止することができることを示唆するものとも解釈できる。

しかし、そのように断定することはできないだろう。商標のファミリーは、関連性及び出願人側の過失を評価する上で実際に重要な要因であるだけではなく、むしろ決定的な要因を構成する。とはいえ、判決文を読む限り、各裁判所によって考慮されるべき他の関連要因も無視されてはいない⁽⁸⁷⁾。

したがって、商品や役務が全く異なる場合に、同様の結論になるかどうかは不明である。

（翻訳：会員 中村 恵子）

（注）

- (1) CJUE, 3 mars 2016, aff. C-179/15 (欧州連合司法裁判所 2016年3月3日判決, 事件番号 C - 179 / 15), CCE 2016, n° 4, comm. 32, note C. Caron ; *Propr. industr.* 2016, n° 4, comm. 26, obs. A. Folliard-Monguiral ; *LEPI* 2016, n° 05, page 1, obs. J.-P. Clavier.
- (2) 同 29 及び 30
- (3) 同 31
- (4) 同 34
- (5) 同 36
- (6) 同 39
- (7) 同 42
- (8) CJUE, 15mars 2012, aff. C-90/11 et C-91/11, *Alfred Strig c/ Deutsches Patent- und Markenamt* (欧州連合司法裁判所 2012年3月15日判決, 事件番号 C - 90 / 11 及び C - 91 / 11, Alfred Strig 対ドイツ特許商標庁)
- (9) CJUE, 22 oct. 2015, aff. C-20/14, *BGW* (欧州連合司法裁判所 2015年10月22日判決, 事件番号 C - 20 / 14,

- [BGW]), *Propr. industr.* 2015, note. A. Folliard-Monguiral, comm. 81; *PIBD* 2016, III,p.66; *LEPI* 2015, n° 11, obs. D. Lefranc.
- (10)同 23
- (11)同 25 及び 26
- (12)同 34
- (13)同 41
- (14)同 42
- (15)同 44
- (16) CJUE, 6 oct. 2015, aff. C-500/14, *Ford Motor Company c/ Wheeltrims srl* (欧州連合司法裁判所 2015年 10月 6日判決, 事件番号 C - 500 / 14, Ford Motor Company 対 Wheeltrims srl), *Propr. industr.* 2015, comm. 75, A. Folliard-Monguiral; *LEPI* 12/2015, n° 11, obs. J.-P. Clavier; *PIBD* 2016, n° 1041, III, p.15.
- (17) 意匠の法的保護に関する 1998年 10月 13日の欧州議会及び理事会指令 98 / 71 / EC
- (18) 共同体意匠に関する 2001年 12月 12日の理事会規則 6 / 2002
- (19)同 39
- (20)同 44
- (21) CJUE, 22 sept. 2016, aff. C-223/15, *combit Software GmbH c/ Commit Business Solutions Ltd.* (欧州連合司法裁判所 2016年 9月 22日判決, 事件番号 C - 223 / 15, combit Software GmbH 対 Commit Business Solutions Ltd.)
- (22)同 36
- (23)同 34.
- (24) CJUE, 12 avr. 2011, aff. C-235/09, *DHL Express France* (欧州連合司法裁判所 2011年 4月 12日判決, 事件番号 C - 235 / 09, DHL Express France), 48, *CCE* 2011, comm. 83, obs. C. Caron; *Propr. industr.* 2011, comm. 47, obs. A. Folliard-Monguiral.
- (25) CJUE, 22 juin 2016, aff. C-280/15, *Irina Nikolajeva c/ Multi Protect OÜ* (欧州連合司法裁判所 2016年 6月 22日判決, 事件番号 C - 280 / 15, Irina Nikolajeva 対 Multi Protect OÜ), *Propr. Intell.* 2016, n° 60, p. 375, obs. Y. Basire
- (26)同 28
- (27)同 30
- (28) 同規則第 102 条第 1 項は, 欧州連合商標裁判所は, 特別の理由が存在すれば, 被告に対し共同体商標を侵害したか又は侵害することになる行為を禁止する命令を発しなくてもよいとしている。
- (29)同 33
- (30) CJCE, 14 déc. 2006, aff. C-316/05, *Nokia Corp. C. Joacim Wärdell* (共同体司法裁判所 2006年 12月 14日判決, 事件番号 C - 316 / 05, Nokia Corp. 対 Joacim Wärdell), 35. CJCE, 27avr.2006, aff. C-145/05, *Levi Strauss* (共同体司法裁判所 2006年 4月 27日判決, 事件番号 C - 145 / 05, *Levi Strauss*), 36.
- (31) CJUE, 22 juin 2016, aff. C-280/15 (欧州連合司法裁判所 2016年 6月 22日判決, 事件番号 C - 280 / 15) 前掲
- (32)同 36
- (33)同 44
- (34)同 46
- (35)同 56
- (36)同 57 及び 58
- (37) CJUE, 7 juill. 2016, aff. C-494/15 (欧州連合司法裁判所 2016年 7月 7日判決, 事件番号 C - 494 / 15), *Propr. industr.* 2016, n° 9, comm. 61, obs. A. Folliard-Monguiral; *CCE* 2016, n° 9, comm. 68, obs. C. Caron
- (38)同 23 CJUE, 27mars 2014, aff. C-314/12, *UPC Telekabel Wien c/ Constantin Film Verleih GmbH* (欧州連合司法裁判所 2014年 3月 27日判決, 事件番号 C - 314 / 12, UPC Telekabel Wien 対 Constantin Film Verleih GmbH), 32 及び 35 も参照, *CCE* 2014, n° 5, comm. 43, obs. C. Caron ; *Propr. intell.* 2014, n° 52, p.288, note J.-M. Bruguière; *Légipresse* 2014, n° 317, p.345, note L.Marino
- (39) 先決裁定において付託された質問である。
- (40)同 28
- (41)同 34
- (42) CJUE, 4 février 2016, aff. C-163/15, *Youssef Hassan c/ Breiding Vertriebsgesellschaft mbH* (欧州連合司法裁判所 2016年 2月 4日判決, 事件番号 C - 163 / 15, Youssef Hassan 対 Breiding Vertriebsgesellschaft mbH), *Propr. intell.* 2016, n° 60, p. 374, obs. Y. Basire.
- (43)同 19
- (44)同 20
- (45) 共同体商標理事会規則第 17 条第 6 項「移転が登録簿に登録されない限り, 権原承継人は, 共同体商標の登録から生じる権利を援用することができない。」
- (46) 共同体商標理事会規則第 22 条第 3 項
- (47) 共同体意匠における同様の判決として参照, CJUE, 22 juin 2016, aff. C-419/15, *Thomas Philipps GmbH & Co. KG c. Grüne Welle Vertriebs GmbH* (欧州連合司法裁判所 2016年 6月 22日判決, 事件番号 C - 419 / 15, Thomas Philipps GmbH & Co. KG 対 Grüne Welle Vertriebs GmbH)
- (48) TUE, 13 septembre 2016, aff. T-408/15, *Globo Comunicação e Participações S/A c/ OHMI* (欧州連合裁判所, 2016年 9月 13日判決, 事件番号 T - 408 / 15, Globo Comunicação e Participações S/A 対共同体意匠商標庁), *Propr. intell.* 2016, n° 61, p. 490, obs. Y. Basire.
- (49)同 42
- (50)同 45
- (51)同 57
- (52) TUE, 13 sept. 2016, aff. T-563/15, *Paglieri Sell System SpA c/ EUIPO* (欧州連合裁判所 2016年 9月 13日判決, 事件番号 T - 563 / 15, Paglieri Sell System SpA 対欧州連合知的財産庁), *Propr. intell.* 2016, n° 61, p. 489, obs. Y. Basire.
- (53) 当該出願は, 標章が称賛の意味合いを有し, 係争対象の商品に関連する公衆によって直ちに商標として知覚できないことを理由として, 商標の自律的な識別性の要件に関する共同

- 体商標理事会規則第7条第1項b)によっても拒絶された。
- (54)同44「ドイツ語で『apotheker』は薬局を意味する。デンマーク語で、『apotek』は薬局、ドラッグストア、無料診療所を意味する。最後に、クロアチアの消費者にとって、『apoteka』は薬局の観念を想起させる。」
- (55)同45
- (56)同46
- (57)同55
- (58)CJCE, 4 mai 1999, aff. C-108/97, *Windsurfing Chiemsee* (欧州連合司法裁判所1999年5月4日判決, 事件番号C-108/97, *Windsurfing Chiemsee*) 31。また, TUE, 7 nov. 2014, aff. T-567/12, *Kaatsu Japan Co. Ltd c/ OHMI* (欧州連合裁判所2014年11月7日判決, 事件番号T-567/12, *Kaatsu Japan Co. Ltd* 対共同体意匠商標庁)も参照のこと。
- (59)O. Thrierr et L. Clavier, Un an de jurisprudence sur les motifs absolus de refus de marques communautaire: *Propr. indust.* 2010, n° 3, chron. 3, n° 25. 例えば, TPICE, 21 janv. 2009, aff. T-307/07, *Hansgrohe AG c/ OHMI* (共同体第1審裁判所2009年1月21日判決, 事件番号Hansgrohe AG対共同体意匠商標庁), 42
- (60)pt. 10.
- (61)TUE, 25 février 2016, aff. T-692/14 (欧州連合裁判所2016年2月25日判決, 事件番号T-692/14): *Propr. industr.* 2016, n° 11, chron., obs. P. Darnand; *Propr. intell.* 2016, n° 61, p. 492, obs. Y. Basire.
- (62)同24
- (63)同29
- (64)同32
- (65)CJCE, 22 juin 1999, aff. C-342/97, *Lloyd Schuhfabrik Meyer*, (共同体司法裁判所1999年6月22日判決, 事件番号C-342/97, *Lloyd Schuhfabrik Meyer*) 26: *RTDE* 2000, p. 108, obs. G. Bonet
- (66)TUE, 25 février 2016 (欧州連合裁判所2016年2月25日判決), 33
- (67)同34
- (68)特に, TUE, 30 septembre 2015, aff. T-364/13, *Eugenia Mocek et Jadwiga Wenta Kajman Firma Handlowo-Uslugowo-Produkcyjna (Mocek et Wenta) c/ OHMI, Lacoste SA* (欧州連合裁判所2015年9月30日判決, 事件番号T364-13, *Eugenia Mocek* 及び *Jadwiga Wenta Kajman Firma Handlowo-Uslugowo-Produkcyjna (Mocek 及び Wenta)* 対共同体意匠商標庁, *Lacoste SA*): *Propr. intell.* 2016, n° 58, p. 84, obs. Y. Basire.
- (69)参照 TUE, 9 sept. 2016, aff. T-159/15, *Puma SE c/ EUIPO, Gemma Group Srl*. (欧州連合裁判所2016年9月9日判決, 事件番号T-159/15, *Puma SE* 対 *EUIPO, Gemma Group Srl*)
- (70)CJUE, 21 juillet 2016, aff. C-226/15 P, *Apple and Pear Australia Ltd, Star Fruits Diffusion c/ EUIPO, Carolus C. BVBA, Propr. intell.* 2016, n° 62, p. 494, obs. Y. Basire.
- (71)同48
- (72)同52
- (73)同54
- (74)同64
- (75)TUE, 5 juillet 2016, aff. T-518/13, *Future Enterprises Pte Ltd c/ EUIPO, McDonald's International Property Co. Ltd* (欧州連合裁判所2016年7月5日判決, 事件番号T-518/13, *Future Enterprises Pte Ltd* 対欧州連合知的財産庁, *McDonald's International Property Co. Ltd*), *JiPLP* 2017, n° 2, obs. Y. Basire.
- (76)TUE, 26 sept. 2012, aff. T-301/09, *IG Communications Ltd c/ OHMI* (欧州連合裁判所2012年9月26日判決, 事件番号T-301/09, *IG Communications Ltd* 対 *OHMI*): *Propr. industr.* 2012, n° 12, comm. 87, obs. A. Folliard-Monguiral.
- (77)TUE, 5 juillet 2016 (欧州連合裁判所2016年7月5日判決), 25
- (78)同30
- (79)同33
- (80)TPICE, 23 mars 2006, aff. T-194/03, *Il Ponte Finanziaria SpA c/ OHMI* (共同体第1審裁判所2006年3月23日判決, 事件番号T-194/03, *Il Ponte Finanziaria SpA* 対共同体意匠商標庁), 123
- (81)TUE, 5 juillet 2016 (欧州連合裁判所2016年7月5日判決), 47以降
- (82)同59
- (83)同69
- (84)同103
- (85)同102。前掲 TUE, 26 sept. 2012, aff. T-301/09 (欧州連合裁判所2012年9月26日判決, 事件番号T-301/09), 106
- (86)同上
- (87)同上

(原稿受領 2017. 5. 13)